

## 奈良県告示第九十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十八年十二月奈良県告示第三百七十八号で指定し、平成四年十二月奈良県告示第四百六十九号及び平成二十三年五月奈良県告示第五十九号で区域を変更した御所市に係る農業振興地域について、別図の赤色に着色した部分に該当する土地の区域を除外するため、当該農業振興地域の区域を変更する。

なお、別図は省略し、奈良県食と農の振興部担い手・農地マネジメント課において縦覧に供する。

令和五年六月十六日

奈良県知事 山下 真